

(仮称)平塚市学校給食センターPFIアドバイザー業務 仕様書

1 業務の名称

(仮称)平塚市学校給食センターPFIアドバイザー業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、平塚市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に業務委託した「(仮称)平塚市学校給食センターPFIアドバイザー業務委託」(以下「業務」という。)について適用する。

3 業務目的

本業務は、甲が計画する「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に定める事業手法による方式(以下「PFI方式」という。)を導入し、本事業を実施するに当たり、必要な調査・検討及び各種資料作成等を行い、「平塚市PPP/PFI優先的検討ガイドライン(令和元年3月改訂)」に即して、PFI法その他関連する規定の諸手続きを円滑に推進することを目的とする。

4 委託期間

本業務の委託期間は、契約の日から令和4年3月31日までとする。

5 委託料の支払い

本業務委託は令和2年度から令和3年度にかけて、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定している。ただし、部分払いは行わず、業務完了後、乙から適法な請求があった日から30日以内に一括で支払うものとする。

6 疑義

この仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

なお、業務を遂行する上で当然必要と考えられる事項については、乙の負担によるものとする。

7 業務の方法

業務を遂行するにあたって、乙は、甲の意図及び目的を十分に理解した上で、必要な事項について甲の指示を受けるものとする。

8 打合せ及び記録簿の作成

甲と乙は、原則月1回の打ち合わせを行うが、その他必要と認められる場合にも打合せを行う。乙は打合せ後、速やかに打合せ記録簿を2部作成し、各々保管するものとする。

9 進捗状況の報告

甲は、乙に対して必要に応じて業務の進捗状況について報告を求めることができる。

10 秘密保持

乙は、業務の遂行上知り得た一切の事項については、これを第三者に漏洩してはならない。

11 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て甲の帰属とし、乙は甲の許可なく成果品等を公表し、貸与し、又は使用してはならない。

12 検査

乙は、本業務完了後、関係資料を提出し、管理技術者が立ち合いの上、完了検査を受けるものとし、甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正しなければならない。また、甲の検査によって、業務の完了が確認された場合、乙は成果品を引き渡さなければならない。

13 瑕疵

乙は、本業務完了後に成果品の瑕疵が発見された場合、乙の負担において修補するものとする。

14 貸与資料

甲は、業務に必要な資料を乙に貸与するものとし、乙は、貸与された資料を適正に管理し、業務終了後、速やかに甲に返却しなければならない。

15 業務内容

本業務委託内容は次のとおりとする。

なお、「平塚市学校給食基本構想・基本計画」(以下「基本計画」という。)や甲が提供する資料等を活用して実施すること。

(1) 実施方針及び要求水準書の公表に係る業務

ア 実施方針案及び要求水準書案の作成及び公表

乙は、事業内容や民間事業者選定スケジュール等を記載した実施方針及び甲が民間事業者に求めるサービス水準等を示した要求水準書案を作成するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

なお、実施方針案及び要求水準書案の作成に当たっては、平塚市学校給食基本構

想・基本計画及びP F I導入可能性調査報告書の結果を踏まえ、本業務とは別に作成する実施方針及び要求水準書の素案を活用するものとする。

イ 民間事業者からの質問・意見の整理と回答案の作成

実施方針及び要求水準書の公表後、民間事業者から提出された質問及び意見について取りまとめるとともに、質問に対する回答案を作成する。

ウ 変更に係る支援

質問及び意見を踏まえて変更すべき点が出た場合について、甲と協議のうえ、速やかに変更作成をし、公表する支援を行う。

(2) 特定事業の評価・選定・公表に係る業務

ア 事業内容の検討

本事業を従来方式(公設民営方式)で実施する場合とP F I方式で実施する場合の事業スキーム及び前提条件等について検討する。

イ 特定事業選定のためのV F Mの精査

15(2)アで検討した前提条件に基づき、V F Mの算定・評価を行う。

ウ 特定事業の選定及び公表資料の作成

事業内容及び精査後のV F M等を示した特定事業の公表のために必要な資料を作成するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

(3) 民間事業者の募集に係る業務

ア 民間事業者の参加資格及び資格審査要件等の検討

本事業をP F I方式により実施する場合の民間事業者の参加資格及び資格審査要件等について検討する。

イ 民間事業者の募集及び選定方法等に関する検討及び項目等の整理

民間事業者の募集・選定方法について検討し、選定スケジュール及び必要事項について、整理・検討する。

ウ 民間事業者の評価方法の検討

民間事業者を選定する場合の選定基準案を検討・作成する。

エ 入札説明書等の作成

民間事業者の選定に際して必要となる入札説明書等を作成する。

オ 説明会の開催

入札説明書に関する説明会開催のために必要な資料を作成するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

カ 落札業者決定基準書案の作成

民間事業者の選定に当たり、落札者の決定方法、評価項目、配点等を記載した基準書案を作成する。

キ その他民間事業者の募集等に付随する業務支援を行う。

(4) 民間事業者の選定に係る業務

ア 質問・意見の整理及び回答案の作成

公募(入札公告)後、民間事業者から提出された質問及び意見について取りまとめ

るとともに、質問に対する回答案を作成する。

イ P F I 事業者選定審査委員会設置の運営業務

事業者選定に当たり必要となる審査委員会について、委員の抽出支援、議題の提案、開催及び運営に必要となる資料を作成するとともに、当該審査委員会へ出席し、必要な支援及び議事録の作成を行う。

ウ 提案書類に関する審査業務

民間事業者から提出された提案書類の審査に際し、選定に必要な業務支援を行う。

エ 民間事業者の選定結果の公表に係る業務

民間事業者選定結果を公表するに当たり、本事業の実施に必要な業務支援を行う。

(5) 契約締結等に係る業務

ア 基本協定書案及び契約書案等の作成

甲と民間事業者との契約締結に必要な基本協定書案及び事業契約書案等を作成する。

イ 民間事業者との契約交渉に係る業務

選定された民間事業者と甲の契約内容を詳細に確認するに当たり、協議に係る必要な業務支援を行う。

ウ 弁護士の派遣に係る支援

契約書の作成や契約の締結にあたり、専門的な助言を受けるため、P F I 方式の経験を有する弁護士を派遣し、必要となる調整等を行う。

エ 甲と金融機関との協定に関する必要な助言及び支援

(6) 事業開始後のモニタリングに係る支援業務

ア 設計・建設・維持管理・運営業務に対するモニタリングの方法及び項目の検討

イ 設計・建設・維持管理・運営業務に対するモニタリング計画書案の作成

(7) 各中学校における受入室・配膳室等整備に係る助言

1 6 成果品

乙は、本業務が完了したときは、次の成果品を提出するものとする。

業務報告書 2 部 (A 4 版、縦型、簡易製本)

実施方針公表関係書類 2 部

入札公告公表関係書類 2 部

V F M 検討報告書 2 部

業務に要した資料 (業務打合せ議事録含む) 2 部

公表資料集 1 部

上記に係る電子データ (ウェブページ掲載用を含む)

基本協定・仮契約・契約締結に係る関係書類は相手方用も用意すること。

1.7 民間事業者の業務受託の禁止

本事業を受託した者(再委託又は下請等の者を含む)は、この契約の対象となる施設の整備等について、PFI法第7条に基づく特定事業として選定された場合にあっては、同法第8条に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする民間事業者のコンサルタント等になることはできないものとする。

1.8 特記事項

(1) 中学校完全給食の早期実施

中学校給食の実施については、市民や保護者のニーズが高く、早期の実施を求める声が高まっていることから、給食開始時期を早めることが喫緊の課題となっている。

こうしたことから、本仕様書「4 委託期間」に定める期間の範囲内において、現在予定している令和6年9月よりも可能な限り早期に給食が開始できるよう本業務の遂行に努めるものとする。

(2) 事業化に当たっての留意点

新たな学校給食センターの整備等の事業化に当たっては、「(仮称)平塚市新学校給食共同調理場整備・運営事業に係るPPP/PFI導入検討結果」に記載された付帯意見について、あらためて検討することとしている。このことに留意し、本業務の遂行に努めるものとする。

なお、付帯意見は次の3点である。

ア 施設整備費の財源について、民間資金に限定せず市の基金の活用など広く検討すること。

イ 市内事業者の参画や市内雇用の創出に配慮した仕組みを検討すること。

ウ 法令等の変更や食数増減のリスクについて、市と事業者の適正な分担を再度検討すること。